

議案件名（令和 8 年第 1 回定例会）

| | |
|------|--|
| 専決処分 | 1 件（補正予算 1 件） |
| 予算案 | 31 件（補正予算 13 件、当初予算 18 件） |
| 条例案 | 29 件（制定 3 件、一部改正 23 件、廃止 3 件） |
| 一般議案 | 6 件（工事請負契約 2 件、指定管理者の指定 1 件、包括外部監査契約 1 件、市道路線の認定及び廃止 1 件、負担付きの寄附の受納 1 件） |
| 計 | 67 件 |

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 5 号））（令和 8 年 1 月 23 日）

（ 予 算 案 ）

- 1 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 7 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 7 年度千葉市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 7 号）
- 5 令和 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 7 年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 7 令和 7 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 7 年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 令和 7 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 10 令和 7 年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 11 令和 7 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 12 令和 7 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 13 令和 7 年度千葉市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 14 令和 8 年度千葉市一般会計予算
- 15 令和 8 年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 16 令和 8 年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 17 令和 8 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 18 令和 8 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 19 令和 8 年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 20 令和 8 年度千葉市競輪事業特別会計予算

- 2 1 令和8年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 2 2 令和8年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 2 3 令和8年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 2 4 令和8年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 2 5 令和8年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 2 6 令和8年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 2 7 令和8年度千葉市公債管理特別会計予算
- 2 8 令和8年度千葉市病院事業会計予算
- 2 9 令和8年度千葉市下水道事業会計予算
- 3 0 令和8年度千葉市農業集落排水事業会計予算
- 3 1 令和8年度千葉市水道事業会計予算

(条 例 案)

- 1 千葉マリスタジアム再構築事業者選定委員会設置条例の制定について
(総合政策局 未来都市戦略部 マリスタジアム再整備推進課)

千葉マリスタジアム再構築事業者選定委員会を設置する。

- (1) 千葉マリスタジアムの再構築に係る民間事業者の選定に関する事項について調査審議するため、委員会を設置する。
・委員 5人以内(学識経験者等)
- (2) 施行期日 R8.4.1

- 2 千葉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
(総務局 総務部 人事課)

市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免責する。

- (1) 市長等が本市に対し損害賠償責任を負った場合の責任額について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その一部を免責する。
・損害賠償責任額の上限

| 区 分 | 上限額 |
|---|--------------|
| 市長 | 基準給与年額(※)の6倍 |
| 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員 | 基準給与年額の4倍 |
| 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、地方公営企業の管理者 | 基準給与年額の2倍 |
| その他の職員 | 基準給与年額 |

※損害賠償責任の原因となった事実が生じた日を含む月の給料(報酬)及び手当(扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当を除く。)に12を乗じた額と期末勤勉手当の1会計年度当たりの額に相当する額の合計額

- (2) 施行期日 公布の日

- 3 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務局 総務部 政策法務課)

法令の改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれに伴い、条例で引用する法令の条項を修正する。
(2) 改正する条例
千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例ほか3条例
(3) 施行期日 公布の日ほか

4 千葉市行政手続条例の一部改正について (総務局 総務部 政策法務課)

行政手続法の一部改正に準じ、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法を改める。

(1) 聴聞等の通知に係る公示の方法を改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---------|--|
| 掲示場への掲示 | インターネットにより公表するとともに、 掲示場への掲示又は公示事項が閲覧できるパソコン等の設置 を行う。 |

(2) 施行期日 R8. 5. 21

(3) 法改正 R8. 5. 21施行

5 千葉市職員定数条例の一部改正について (総務局 総務部 人事課)

職員の定数を改める。

(1) 社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や新病院の開設に伴う体制の強化等、新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、職員の定数を改める。

職員の定数 12,322人 → 12,472人(150人)

市長の事務部局の職員 4,490人 → 4,570人(80人)

病院局の職員 1,240人 → 1,310人(70人)

(2) 施行期日 R8. 4. 1

6 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を行うため、給料及び諸手当の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- (1) 一般職の職員
 - ア 給料表の改定
 - (ア) 行政職
 - a 3級から6級までの初号から一定の号給を削り、初号の給料月額を引き上げる。
 - b 3級の最高号給から一定の号給を削る。
 - c 7級及び8級の初号の給料月額を引き上げるとともに、号給を大きくくり化する。
 - (イ) その他の職 行政職との均衡を基本に改定
 - イ 地域手当の改定
支給割合を令和8年度から令和10年度まで1%ずつ引き下げる(15%→12%)。
 - ウ 扶養手当の改定
 - (ア) 配偶者 支給額を段階的に引き下げ、令和10年度に廃止する(6,500円→0円)。
 - (イ) 子 支給額を令和8年度から令和10年度まで1,000円ずつ引き上げる(10,000円→13,000円)。
 - エ 通勤手当の改定
 - (ア) 1か月当たりの支給限度額を引き上げる(55,000円→150,000円)。
 - (イ) 自動車等使用者に対する1か月当たりの支給限度額を引き上げる(38,700円→66,400円)。
 - オ 特定任期付職員に係る改正
特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給する。
 - カ 再任用職員に係る改正
新たに住居手当を支給する。
- (2) 会計年度任用職員
一般職の職員に準じて、給料表、地域手当等を改定する。
- (3) 施行期日 R8.4.1

7 千葉県職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、旅費の種目を見直すほか、所要の改正を行う。

- (1) 旅行に伴う諸経費等に充てる日当(原則1日当たり1,300円の定額)を廃止するとともに、宿泊手当を新設する。
- (2) 旅費の計算について、原則、実費弁償とする。
- (3) 特別職の職員の旅費については、一般職の職員と同様に国家公務員に準じた制度となるよう見直しを行う。
- (4) 施行期日 R8.4.1

8 千葉市市庁舎整備基金条例の廃止について

(財政局 資産経営部 管財課)

市庁舎整備基金を廃止する。

- (1) 市庁舎整備工事の全体が竣工し、基金の全額を市庁舎整備事業に充て終えるため、基金を廃止する。
- (2) 施行期日 公布の日

9 千葉市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止について

(財政局 資産経営部 管財課)

本庁舎整備検討委員会を廃止する。

- (1) 本庁舎整備工事の全体が竣工したことにより所掌事務を終えたことから、委員会を廃止する。
- (2) 施行期日 公布の日

10 千葉市市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、賦課徴収又は還付に関する書類の公示の方法を改める。

- (1) 賦課徴収又は還付に関する書類の公示の方法を改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---------|--|
| 掲示場への掲示 | インターネットにより公表するとともに、 掲示場への掲示又は公示事項が閲覧できるパソコン等の設置 を行う。 |

- (2) 施行期日 公布の日又は法改正の施行の日のいずれか遅い日

- (3) 法改正 公布の日(R5. 3. 31)から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

11 千葉市証明等手数料条例の一部改正について

(財政局 税務部 課税管理課)

公図副本及び土地調査図の閲覧に係る手数料を廃止する。

- (1) 公図副本及び土地調査図について、ホームページで公開するため、窓口での閲覧を廃止することから、当該閲覧に係る手数料を廃止する。

- (2) 施行期日 R8. 7. 1

12 千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
(選挙管理委員会事務局)

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げる。

(1) 市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を引き上げる。

・改正内容

| 区 分 | | 改正前 | 改正後 |
|---------|-----------------------------|-----------|-----------|
| ビラの作成 | 50,000枚以下 | 7円73銭/枚 | 8円38銭/枚 |
| | 50,000枚超(50,000枚を超過した分) | 5円18銭/枚 | 5円62銭/枚 |
| ポスターの作成 | 掲示場が500か所以下 | 541円31銭/枚 | 586円88銭/枚 |
| | 掲示場が500か所超 (500か所を超過した分) | 28円35銭/枚 | 30円73銭/枚 |

(2) 施行期日 公布の日

(3) 政令改正 公布の日(R7. 6. 4) 施行

13 千葉県国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

国民健康保険法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課等に関し必要な事項を定めるとともに、介護保険納付金に係る世帯別平等割を廃止し、所得割及び均等割の賦課割合を変更する。

(1) 法改正により、児童手当等の支給に充てるための費用として子ども・子育て支援納付金を被保険者から徴収することとなるため、子ども・子育て支援納付金の賦課額の算定方法等を定める。

(2) 介護納付金に係る世帯別平等割(1世帯当たり一律の金額を賦課するもの)を廃止するとともに、所得割及び均等割の賦課割合を変更する。

(3) 施行期日 R8. 4. 1

(4) 法改正 R8. 4. 1施行

14 千葉市霊園設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

墓地等の使用の許可を受けた者の地位の承継について、承継の理由が生じた日から使用者であったものとみなすこととする。

- (1) 墓地等の使用の許可を受けた者(使用者)の死亡により使用者の地位を承継した者について、承継の理由が生じた日から使用の許可を受けたものとみなし、管理料を徴収することとする。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1

15 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

療育センターの位置を変更するとともに、休止中の身体障害者福祉センターふれあいの家の体育室の供用を再開する。

- (1) 大規模改修の終了に伴い、療育センターの位置を従前の位置に変更する。
(変更前) 中央区末広3丁目22番21号
(変更後) 美浜区高浜4丁目8番3号
- (2) 大規模改修のため休止していたふれあいの家の体育室の供用を再開する。
- (3) 施行期日 R8. 5. 1

16 千葉県火災予防条例の一部改正について

(消防局 予防部 指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、簡易サウナ設備の設置基準を定める。

- (1) 省令改正等により新たに簡易サウナ設備(※)が定義され、その設置基準が定められたことから、条例に同様の基準を定める。
 ※屋外等のテントやバレル(木樽)に設ける定格出力6kW以下の薪又は電気を熱源とした放熱設備
 ・主な基準
 簡易サウナ設備と周囲の可燃物との間の火災予防上必要とされる距離は、可燃物が低温着火しない距離又は可燃物が引火しない距離のうちいずれか短い距離とする。
- (2) 施行期日 R8. 3. 31
 (3) 省令等改正 R8. 3. 31施行

17 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局 経営企画課)

海浜病院の名称及び位置等を変更するとともに、青葉病院の診療科目を変更するほか、所要の改正を行う。

- (1) 海浜病院の移転・新築に伴い、名称、位置、診療科目及び病床数を変更する。

| | 変更前 | 変更後 |
|-------|---------------|-------------------------------|
| 名称 | 千葉市立海浜病院 | 千葉市立幕張海浜病院 |
| 位置 | 美浜区磯辺3丁目31番1号 | 美浜区若葉3丁目1番地27 |
| 診療科目 | [追加] | 呼吸器外科、こう原病・リウマチ内科、 歯科口くう外科 |
| 一般病床数 | 293床 | 349床 |

- (2) 分娩機能を幕張海浜病院に集約することから、青葉病院の「産婦人科」を「婦人科」に変更するとともに、一般病床数を削減する(307床→267床)。
 (3) 施行期日 R8. 10. 1

18 千葉県地方卸売市場業務条例の一部改正について

(経済農政局 経済部 地方卸売市場)

卸売市場法の一部改正に伴い、公表が必要となる事項を定める。

- (1) 法改正に伴い、次の事項をインターネット等により公表することとする。
 - ア 卸売市場において取り扱う指定飲食料品等(※)
 - イ 指定飲食料品等の事業者等間の取引において参照すべきコスト指標
 - ウ 飲食料品等の事業者等間の取引における事業者等の努力義務の内容※時間の経過により品質が低下しやすい等の性質により、適正な費用が認識しにくい飲食料品等で国が指定するもの
- (2) 施行期日 R8. 4. 1
- (3) 法改正 R8. 4. 1施行

19 千葉県火入れに関する条例の一部改正について

(経済農政局 農政部 農政センター 農業経営支援課)

火入れを中止すべき事由を改める。

- (1) 火入れ(※)の許可期間中であっても火入れを中止すべき事由を改める。
 - 異常乾燥注意報の発令 → 乾燥注意報の発表
 - ※森林又は森林に接近している周囲1kmの範囲内にある原野等の土地で、その土地にある草木等を面的に焼却する行為(焼畑等)
- (2) 施行期日 公布の日

20 千葉県特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

- (1) 法改正による乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の本格実施に伴い、条例で定めることとされた特定乳児等通園支援事業(※)の運営に関する基準を定める(国基準と同様の基準)。
※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を行う者が、新たに市長の確認を受けることにより特定乳児等通園支援事業者となり、公費の給付を受けることができるようになる。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1
- (3) 法改正 R8. 4. 1施行

- 21 千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部改正について
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課)

乳児等通園支援事業に係る使用料等を定める。

- (1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る利用者負担額の上限額(300円)及び使用料の額を定める。
(2) 施行期日 R8.4.1

- 22 千葉県保育所設置管理条例の一部改正について
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

神明保育所を廃止するとともに、千城台西保育所の位置を変更するほか、所要の改正を行う。

- (1) 老朽化した神明保育所(S46.8竣工・鉄筋コンクリート造2階建)を民設民営方式により設置運営することとし、その開園に合わせて廃止する。
(2) 老朽化した千城台西保育所(S46.3竣工・木造平屋建)を建て替え、移転することに伴い、その位置を変更する。
(変更前)若葉区千城台西3丁目8番1号
(変更後)若葉区千城台西2丁目21番2号
(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の本格実施に伴い、公立保育所の入所資格等を改める。
(4) 施行期日 R8.4.1((2)については、R8.5.7)

23 千葉県認定こども園設置管理条例の一部改正について
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

公立認定こども園の入所資格等を改める。

- (1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の本格実施に伴い、公立認定こども園の入所資格等を改める。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1

24 千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用定員の乳児及び幼児の区分ごとの定めを不要とする。

- (1) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員の定めを不要とし、乳児及び幼児の柔軟な受入れを可能とする(国基準と同様の改正)。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1
- (3) 府令改正 R8. 4. 1施行

25 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
(教育委員会事務局 教育総務部 教育給与課)

教員特殊業務のうち週休日等の部活動における生徒に対する指導業務に係る手当の額を引き上げる。

- (1) 週休日等に学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務を行う職員に対する特殊勤務手当の額を引き上げる。
3時間以上日額 2,700円(4時間以上の練習試合等の場合は、3,600円)
→ 3時間以上日額 3,900円
- (2) 施行期日 R8. 4. 1

26 千葉県青少年センター設置管理条例の廃止について

(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

青少年センターを廃止する。

(1) 施設の老朽化により修繕及び維持管理に多額の経費負担を要すること、公民館等においても青少年の健全育成と教養の向上を目的とした事業を行っていることから、青少年センターを廃止する。

・施設の概要

ア 位 置 中央区白旗1丁目3番16号
イ 設置時期 S48. 11
ウ 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
エ 敷地面積 2,973.37㎡

(2) 施行期日 R9. 4. 1

27 千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

(都市局 都市部 交通政策課)

駐車場法施行令の一部改正を踏まえ、共同住宅に係る駐車施設の附置の基準を従来どおりのものとするため、所要の改正を行う。

(1) 駐車場法の規定に基づき、条例で一定規模以上の建築物に駐車施設の附置を義務付けているところ、政令改正により共同住宅における駐車施設の附置の基準が強化され、条例改正を行わない場合、同基準が適用されることとなる。これを踏まえ、本市における基準強化の必要性を検討するため、基準を従来どおりとする改正を行う。

(2) 施行期日 R8. 4. 1

(3) 政令改正 R8. 4. 1施行

28 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について（都市局 建築部 建築指導課）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替え等に係る特例許可申請に対する審査の手数料の名称等を改める。

(1) 法改正により要除却等認定マンション(※)を建て替え、又は更新する際の特例に各部分の高さの制限緩和が加えられたため、その特例の許可申請に対する審査の手数料の名称等を改める。

※耐震性の不足、外壁の剥落等による危害のおそれ、バリアフリー性能が確保されていない等により、除却等の必要があると認定されたマンション

(2) 施行期日 R8.4.1

(3) 法改正 R8.4.1施行

29 千葉県下水道条例の一部改正について（建設局 下水道企画部 下水道営業課）

災害時等に排水設備等の工事を他の自治体が指定した業者が行うことができることとするほか、所要の改正を行う。

(1) 災害時等に排水設備等の工事を市が指定した業者のみで行うことが困難な場合は、他の自治体が指定した業者も工事を行うことができることとする。

(2) 市が指定した排水設備工事業者は、排水設備工事責任技術者を専属で置かず、千葉県内の他の営業所において兼務させることができることとする。

(3) 排水設備に係る排水管の内径の基準を改める。

(4) 施行期日 公布の日

(一 般 議 案)

1 工事請負契約について

(環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課)

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | 千葉市新港清掃工場更新整備工事 |
| 施 工 場 所 | 美浜区新港226番地1外 |
| 工 事 概 要 | (1)解体工事一式 (2)プラント工事一式 (3)建築工事一式 (4)設計業務一式 |
| 契 約 方 法 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) |
| 契 約 金 額 | 43,560,000,000円 |
| 工 期 | 契約締結日から令和13年3月31日まで |
| 請 負 者 | 川重・徳倉・渡辺・坂田・前田特定建設工事共同企業体 |

(1) 新港清掃工場は築後23年が経過し、老朽化していることから、既存建屋の改修を行い再利用するとともに、プラント設備の更新を行う。

(2) 今後の予定

R8～12年度 設計・建設工事

R13.4 供用開始

(R13～32年度 運営・維持管理)

2 工事請負契約について

(教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課)

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | 特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事 |
| 施 工 場 所 | 若葉区小倉町937番地外 |
| 工 事 概 要 | (1)博物館建築工事一式 (2)飲食物販施設建築工事一式 (3)土器づくり工房建築工事一式 (4)屋外エレベーター棟建築工事一式 (5)外構工事一式 (6)設計業務一式 (7)工事監理業務一式 |
| 契 約 方 法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |
| 契 約 金 額 | 9,081,600,000円 |
| 工 期 | 契約締結日から令和12年9月30日まで |
| 請 負 者 | 前田・市原・トータルメディア・久米特定建設工事共同企業体 |

(1) 特別史跡加曾利貝塚の価値や魅力のさらなる向上を図るため、新博物館の整備を行う。

(2) 規模

ア 敷地面積 18,967㎡

イ 建築・延床面積

| | | | | |
|--------------|------|--------|------|--------|
| (ア)博物館 | 建築面積 | 2,678㎡ | 延床面積 | 3,896㎡ |
| (イ)飲食物販施設 | 建築面積 | 112㎡ | 延床面積 | 110㎡ |
| (ウ)土器づくり工房 | 建築面積 | 50㎡ | 延床面積 | 50㎡ |
| (エ)屋外エレベーター棟 | 建築面積 | 57㎡ | 延床面積 | 61㎡ |

(3) 博物館の施設内容

展示室、研究室、講堂、収蔵庫、事務室 等

(4) 今後の予定

R8～12年度 設計・建設工事

R12年度 供用開始

(R12～22年度 運営・維持管理)

3 指定管理者の指定について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

| | |
|-------|------------------------|
| 施設の名称 | 亥鼻公園集会所 |
| 指定管理者 | 株式会社ロフトワーク |
| 指定期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

- (1) 指定管理者の概要
- ア 設立 H12.2
 - イ 所在地 東京都渋谷区道玄坂1丁目22番7号
 - ウ 従業員数 170人

4 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

| | |
|--------|-------------------------|
| 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 契約の始期 | 令和8年4月1日 |
| 契約金額 | 15,432,000円を上限とする額 |
| 契約の相手方 | 公認会計士 伊藤 孝明 |

- (1) 契約の期間 R8.4.1~R9.3.31

5 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

| | |
|----|-----|
| 認定 | 8路線 |
| 廃止 | 2路線 |

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う市道路線の認定及び廃止

6 負担付きの寄附の受納について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

| | |
|----------|--------------------------|
| 寄附を受ける財産 | (1) 建築物 (予定) |
| | ア 建設地 美浜区ひび野1丁目110番 |
| | イ 主要用途 多目的アリーナ |
| | ウ 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造6階建 |
| | エ 面積 約54,000平方メートル |
| | (2) (1)の建築物に附帯する施設 |
| 寄附者 | ヒューリック株式会社 |

(1) 本市のスポーツ及び文化の振興を図るため、ヒューリック株式会社がアルティアリー千葉のホームアリーナとして整備する建築物等を条件付きで受納する。

(2) 寄附の条件 (寄附の受納に係る本市の負担)

ア PFI法に基づく実施方針に関する条例及び地方自治法に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて最大限合理的な努力をし、寄附を受けた財産について、公共施設等及び公の施設として所有すること。

イ ヒューリック株式会社を、寄附を受ける財産の公共施設等運営権者とすること、また、公共施設等運営権 (命名権を内包するものをいう。) の設定期間を70年とすることについて、最大限合理的な努力をすること。

ウ ヒューリック株式会社を、寄附を受ける財産の指定管理者として指定すること、また、指定期間を70年とすることについて、最大限合理的な努力をすること。

エ 寄附を受ける財産の建設地として、県立幕張海浜公園の敷地の一部について、公園施設の設置許可を千葉県から取得するに当たり必要な手続きを行うこと。

(3) 寄附を受納しない場合等

ア ヒューリック株式会社に重大な違反等があった場合には、市はその解消を求め、これが解消されない場合には、市は寄附を受納しないことができる。

イ 寄附の受納後において、ヒューリック株式会社の責めに帰すべき事由により事業撤退等が生じた場合には、市は(2)寄附の条件のイからエまでに規定する履行義務を負わない。

(4) 寄附受納の時期

令和12年度

※公共施設等運営権

地方公共団体の長等が所有権を有する公共施設等について、民間事業者が運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を行い、利用料金を自らの収入として収受することができる権利。あわせて公の施設の指定管理者として指定することにより、使用許可が可能となる。